

処遇首席指示第9号
平成28年3月23日

首席統括矯正処遇官（処遇担当）

書信業務における発信信書投函時までの留意事項等について

先般、当所被収容者Aが親族宛てに発信した信書に、別の被収容者Bが弁護士宛てに発信した信書が重なり、貼付されていたまま送付され、これを受け取ったAの親族から苦情が寄せられた事案が発生した。

本件原因は、検査後、各発信（封書）を封かん・糊付けした際に、Aの信書の封かん部から糊がはみ出していたところにBの信書が重なったまま投函されたものと推測される。

については、同種事案を防止する観点から、今後は、下記のとおり実施することとしたので遺漏なきを期されたい。

記

- 1 書信業務において、決裁が終了した発信信書を、1通ずつ糊付けすることとし、重ねた状態等で、一度で、封かんする方法は禁止する。
また、発信信書の糊付け後は、糊で封かんしてから、おおむね5分間を経た上で、重ねること。
- 2 信書の封かんを行った後は、糊しろ部分等に乾き切っていない糊が付着している等の理由で、他の信書が貼付されていないか、再度、1通ずつの確認を徹底すること。
なお、確認の際は、一人ですることなく、複数人で確認することとし、目視のみだけでなく、束ねた封書を個々にばらす等の作業を行い、別離状態であることを必ず確認すること。
- 3 郵便ポストに投函する際には、1通ずつ投函すること。